

介護保険負担限度額認定申請について

(施設を利用した場合の食費・居住費の負担の軽減)

介護保険施設に入所されている方の食費と居住費、短期入所サービス利用時の食費と滞在費は、原則自己負担となります。ただし、低所得者の方の負担が重くならないよう、所得に応じて負担限度額が設けられ、一定の要件を満たせば食費と居住費(滞在費)を軽減することができます。軽減を受けるためには津幡町に申請し、認定証の交付を受ける必要があります。なお、認定証の有効期限は申請月初日から毎年7月末までとなり、継続する場合は更新申請が必要です。

○ 対象となるサービス

介護保険施設

特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

ショートステイ

短期入所生活介護・短期入所療養介護

○ 認定要件及び負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】

()内の金額は、特別養護老人ホームに入所又は短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

*住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も含まれます。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

*預貯金等の範囲等については裏面参照

○ 基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

()内の金額は、特別養護老人ホームに入所又は短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

*実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

【問合先】 津幡町 健康福祉部 福祉課 介護保険係 ☎076-288-2416

○ 預貯金等の範囲・必要書類

対象となるもの	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し(インターネットバンクの場合は口座残高ページの写し) ①金融機関・支店・名義・口座番号のわかるページの写し ②申請日より2か月以内に記帳した口座残高のわかるページの写し ※原本を確認させていただく場合もあります。
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告（必要な書類はありません）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

* 預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

○ その他

* 町外に世帯がある（世帯分離している）配偶者がいる場合は、配偶者の税証明書が必要です。